

諮問番号：諮問第3号（平成30年11月5日諮問）

答申番号：答申第3号（平成31年1月28日答申）

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年8月9日に提起した審査請求に係る審査庁の審査請求は平成28年度及び平成29年度の固定資産税、これらに対する延滞金並びに平成27年度から平成29年度までの固定資産税の督促手数料に係る部分について認容し、その余の審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 鹿児島市長（以下「処分庁」という。）は、亡Aに対し、弁明書別紙滞納市税一覧表（以下「別紙一覧表」という。）記載の各市税につき、それぞれ別紙一覧表通知書送付年月日欄記載の日に納税通知書を発送し、平成29年度の固定資産税につき公示送達で、その納付を告知した。
- 2 処分庁は、上記1で通知した各市税につき、別紙一覧表の督促状送付年月日欄記載の日に督促状をそれぞれ発し、その納付を督促した。
- 3 亡Aは平成27年12月8日に死亡し、平成30年1月15日、鹿児島家庭裁判所により、審査請求人が同人の相続財産管理人に選任された。
- 4 処分庁は、平成30年5月29日に、鹿児島地方裁判所（事件番号平成30年（ケ）第〇号事件）に対し、交付要求通知書（乙第2号証）記載の滞納市税、督促手数料、延滞金について交付要求（以下「本件交付要求」という。）を行った。
- 5 審査請求人は、平成30年8月9日、本件交付要求を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を本件審査請求の審査庁である鹿児島市長（以下「審査庁」という。）に対し、行った。
- 6 審査庁は、平成30年11月7日、「本件審査請求は一部棄却すべきである。」として、鹿児島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問をした。

第3 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

本件交付要求のうち、法定納期限が平成25年5月28日以前の市県民税、軽自動車税、固定資産税並びにこれらに対する延滞金及び督促手数料については、法定納期限の翌日から5年を経過しており時効消滅している。

2 処分庁の主張

- (1) 被相続人の死亡後、相続財産管理人が選任されて6月を経過するまでの期間は時効が停止する（民法第160条）ところ、本件交付要求は審査請求人が相続財産管理人に選任されてから6月以内に行っていることから、亡A死亡時点（平成27年12月8日）で時効消滅していない滞納市税については、本件交付要求時点でも時効消滅していない。
- (2) 別紙一覧表3から57までの各市税については、督促状発送の日から起算して10日を経過した日を起算点とすると亡A死亡時点で消滅時効が完成していない。
- (3) 別紙一覧表1及び2の各市税については、一部納付による債務承認が平成27年になされており、消滅時効が完成していない。

3 審理員の判断

(1) 消滅時効の成否について

ア 民法第160条の適用の有無

地方税法は第18条第1項及び第2項において、民法における消滅時効とは異なる規定（時効期間5年、援用不要）を置いたうえで、第3項では、「この款に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。」と定めている。そして当該款（第18条から第18条の3まで）には、相続財産に関する時効の完成猶予にかかる規定は置かれていない。

この点、民法第160条の法意としては、相続財産について相続人が確定しない場合や、相続人が無く相続財産管理人が選任されない場合等には、相続財産に対する債権者や相続財産自身が時効の中断を取ることが事実上不可能であることから、その状態が回復してから一定期間は消滅時効の完成を猶予させるものであると解される。そうすると、地方税法に基づく債権をここから除外する理由は無く、滞納地方税についても民法第160条の適用はあると考えるべきである。

したがって、本件においても、法定納期限から5年を経過する日が亡Aの死亡日以後となる別紙一覧表5から57までの各市税及びこれらに対する延滞金、督促手数料が時効消滅しているとは認められない。

イ 督促による時効中断の成否

地方税の徴収権については、地方税法第18条の2第1項第2号により、督促を行った場合には、督促状発送の日から起算して10日を経過した日を起算点として、新たに時効が進行する。

別紙一覧表3及び4の各市税については、法定納期限を起算点とすると消滅時効が成立していることになるが、督促状を発送した日から10日を経過した日を起算点とすると消滅時効が完成していないことになる。

この点、処分庁は通常、督促状を普通郵便で発送しており、内容証明郵便等、客観的に督促状が送付されたことを証明できる記録は残されていない。

もっとも、証拠として提出されている乙3号証の経過詳細一覧は、処分庁の職員が入力したものであるが、業務上継続的に使用する記録として、各時点での担当職員が入力をしていくものであり、これを基に以後の担当職員が業務を行っていくというものであることから信用性が高いものと認められる。また、乙第2号証の交付要求通知書の各記載も、処分庁の保有する納税状況のデータが直接印刷されるものであるところ、督促状の送付について、乙第3号証の記載と内容が合致している。

さらに、市県民税（別紙一覧表3）、固定資産税（別紙一覧表4）については、地方公共団体は、納期限（法定納期限ではなく、各期の納期限）後20日以内に督促状を発送する法律上の義務を負っており（地方税法第329条第1項、第371条第1項）、滞納者に対して定型的に発送作業がなされているところである。

以上から、処分庁が主張するとおり、別紙一覧表の督促状送付年月日欄記載のとおり督促状の発送がなされたと認めるのが相当であり、別紙一覧表3及び4の各市税及びこれらに対する延滞金、督促手数料も督促による時効中断により、亡A死亡時において消滅時効が完成していなかったと認められるから、本件交付要求時点でも時効消滅していなかったと認められる。

なお、仮に督促の事実が認められなかったとしても、後述のとおり一部弁済による債務承認が認められるので、いずれにしても別紙一覧表3及び4の各市税及びこれらに対する延滞金、督促手数料は時効消滅していない。

ウ 一部弁済による時効中断

債務の一部弁済は一般に、権利の承認として時効中断事由とされており（民法第147条第3号）これは地方税の徴収権にも準用される（地方税法第18条第3項）。また、同一当事者間に数個の元本債務が存在する場合に、全債務を完済するに足りない額の弁済をしたときも、特別の事情がない限り、その数個の債務の全部につき債務承認をしたものと認められる（大審院判例昭和13年6月25日）。

乙第3号証の記載によれば、亡Aは平成27年3月30日、4月30日及び5月28日の3回にわたり、納付書（処分庁が税種、分割された納期や金額を明記して発行する金融機関等で振込可能な書類）を用いることなく、対象となる債務を特定せずに、処分庁に対しそれぞれ10,000円を銀行振込により支払っている。また、乙第4号証によれば平成27年8月5日及び10月19日にもそれぞれ10,000円、30,000円を処分庁により発行された分割納付用納付書（対象債務を特定せず毎月10,000円ずつ支払うためのもの）を用いて入金している。

上記大判の裁判例を前提とすれば、この各支払日において、鹿児島市が有する亡Aに対する全ての債権について、時効が中断しており、最初の中断が別紙一覧表1及び2の市税の法定納期限（平成22年6月30日。なお、乙第2号証記載の「法定納期限等」は地方税法第14条の9によるものであり、法定納期限とは異なる）から5年を経過する前に生じているから、これらの市税についても本件交付要求時点において消滅時効は完成していなかったものと認められる。

エ 小括

以上から、消滅時効を理由とする審査請求人の主張は認められない。

(2) その余の違法について

ア 亡A死亡後の納税通知及び督促

各市税の納税通知についてはデータに基づき半ば自動的に発送されるものであり、内部決裁用の資料として作成された文書である乙第1号証の1から11まで、13及び14にも発送日若しくは発送予定日が明記されていることから、別紙一覧表1から53までの各市税については、通知書送付年月日欄記載の日若しくはその前後に処分庁から発送されたと推認される。また、上述のとおり乙第2号証及び乙第3号証の記

載内容も信用できるものであるから、別紙一覧表の督促状送付年月日欄記載の日に各督促状が発送されたと認めるのが相当である。

これを前提とすると別紙一覧表50から53までの平成28年度固定資産税については納税通知発送時点（平成28年5月9日）において亡Aが死亡していたことになる。そして、同人の相続財産法人については、当該時点で相続財産管理人が選任されていなかったのであるから、この納税通知は受領能力のある者に到達しえない。この場合には、地方税法第20条第4項の推定も働かないから、亡A又は同人の相続財産法人に対し課税処分が有効になされていたと見る余地がない。そして課税処分がなされていない以上、当該固定資産税にかかる督促手数料、延滞金も生じえない。

また、別紙一覧表49の平成27年度固定資産税第4期分については、納税通知は亡A死亡前に発送されているものの、督促状が死亡後に発送されているため、督促手数料70円のみ発生しえない。

以上のとおり、これらの課税処分や督促処分は無効であり、当該固定資産税や督促手数料が発生していないから、本件交付要求のうち、平成27年度固定資産税第4期分にかかる督促手数料、平成28年度の固定資産税並びにこれらにかかる督促手数料及び延滞金については取り消すべきである。

イ 公示送達の適否

処分庁は、別紙一覧表54から57までの平成29年度分固定資産税については、納税通知書の送付によらず、公示送達によって課税処分を行っている（乙第1号証の12、乙第3号証）。

しかしながら、当該公示送達を行った平成29年7月14日の時点では、亡Aは死亡しており、死者に対する公示送達が有効に成立する余地はない（この場合は相続財産管理人の選任を申し立て、選任された相続財産管理人に納税通知を交付しなければならない）から、この課税処分は無効と解さざるを得ない。また、この課税処分が無効である以上、それを基にする督促手数料、延滞金も生じえない。

したがって、本件交付要求のうち、平成29年度の固定資産税及びこれに係る督促手数料、延滞金については取り消すべきである。

- (3) 以上のとおり、本件交付要求のうち平成28年度及び平成29年度の固定資産税、これらに対する延滞金並びに平成27年度から平成29年度までの固定資産税の督促手数料に係る部分については取り消すべきであるから、その限度で本件審査請求は認容すべきである。

第4 審査会の判断等

1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 平成30年11月 7日 審査庁からの諮問を受けた。
- (2) 平成30年12月14日 諮問の審議及び答申案の審議を行った。

2 審理員の審理手続について

審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年8月23日、本件審査請求を担当する審理員として、鹿児島市総務局総務部総務課の職員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年8月24日付けで、処分庁に対し、弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年9月14日付けで、弁明書を提出した。

ウ 審理員は、平成30年9月19日付けで、弁明書を審査請求人に送付した。

エ 審査請求人から定められた期限（平成30年10月19日）までに反論書は提出されなかった。）。

オ 審理員は、平成30年10月26日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続には、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

3 本件交付要求の適法性及び妥当性について

(1) 本件審査請求の争点は、滞納市税の消滅時効の成否並びに課税処分及び督促処分の適法性である。

(2) 当審査会においても、審理員の判断（上記第3の3(3)）のとおり、消滅時効は成立していないと考える（ただし、第3の3(1)ウに関しては、その理由付けの部分を「亡Aは、平成24年2月23日、市本庁収納係に対し、市県民税はまず平成22年1期分について納付するので、納付書を送って欲しいと要請し、その後、一括納付は困難であるとして、月1万円ずつの分納を行っていた事実が認められる（なお、亡Aは、その後、平成25年3月19日及び平成27年6月29日にも、市職員に対し、平成22年度分からの滞納分について、分割納付についての相談を行っている。）。そこで、平成22年度の滞納市税1及び2については、かかる事実をもって、亡Aによる債務の承認（民法第147条第3号）があったものと認められ、その結果、消滅時効は中断し、本件交付要求の時点においていまだ消滅時効は完成していなかったものと認められる。」と改める。）。）。。

したがって、消滅時効を理由として法定納期限が平成25年5月28日以前の市県民税、軽自動車税及び固定資産税並びにこれらに対する延滞金及び督促手数料に係る部分の取消しを求める審査請求は認められない。

(3) もっとも、平成28年度及び平成29年度の固定資産税並びに平成27年度から平成29年度までの固定資産税の督促手数料については、審理員の判断（上記第3の3(2)）のとおり、適法な納付の告知がされておらず、無効な課税処分・督促処分であるとする。そして、当該課税処分・督促処分を前提としてなされた本件交付要求は違法な処分であるといえる。

したがって、本件交付要求のうち平成28年度及び平成29年度の固定資産税、これらに対する延滞金並びに平成27年度から平成29年度までの固定資産税の督促手数料に係る部分については取り消すべきであると判断する。

4 以上により、本件審査請求には「第1 審査会の結論」記載の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は棄却すべきものと認められるので、審査会は、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。